

医療的ケア Q&A

Q 1 保護者の付添いが必要となるのは、どのような場合ですか。

A 1 医療的ケアの実施を新たに申請したり、変更したりした場合に、実態把握や手続に期間を要します。学校看護師による医療的ケアの実施が可能となるまでは、保護者による医療的ケアの実施をお願いしています。

※ 期間は医療的ケアの内容等により個々に異なりますので、学校にご確認ください。

退院直後など、お子さんの体調について心配がある場合や普段の医療的ケアに加えて何か対応が必要となる場合等、必要に応じて保護者による医療的ケアをお願いすることがあります。

その他、学校看護師の体制等により保護者による医療的ケアをお願いすることがあります。

Q 2 スクールバスに乗ることはできますか。

A 2 スクールバスに学校看護師は乗車していませんので、乗車中に痰の吸引など医療的ケアが必要な場合は乗車できません。医療的ケアの内容により、乗車可能な場合もありますので、学校にご相談ください。

Q 3 小中学校（義務教育学校含む）でも、医療的ケアを受けられますか。

A 3 小中学校でも、受けることができるよう体制整備を進めています。詳細については、居住する市町村の教育委員会にお問い合わせください。

愛知県内市町村教育委員会ホームページ→



相談等ありましたら、お近くの特別支援学校、または下記までお問い合わせください。

【愛知県教育委員会 特別支援教育課】

TEL : 052-954-6798

FAX : 052-954-6964

E-mail : tokubetsushienkyoiku@pref.aichi.lg.jp



このリーフレットはホームページからダウンロードできます。→



愛知県立特別支援学校における

医療的ケア

～安全で安心な学校生活を送るために～



令和5年2月
愛知県教育委員会



1 医療的ケアとは

「痰の吸引」「経管栄養」「導尿」など一般的に在宅等で日常的に行われている医行為*のことです。

愛知県立特別支援学校では、医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒の教育を受ける機会を確保するために、**学校看護師**が医師の指導・助言に基づき医療的ケアを実施しています。医師による指示書により医療的ケアを行うこととなりますので、個別の内容については、入学する学校へ相談してください。

* 医行為…医師の医学的判断及び技術をもってするのではなくれば人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為。医療関係の資格を保有しない者は行ってはいけません。

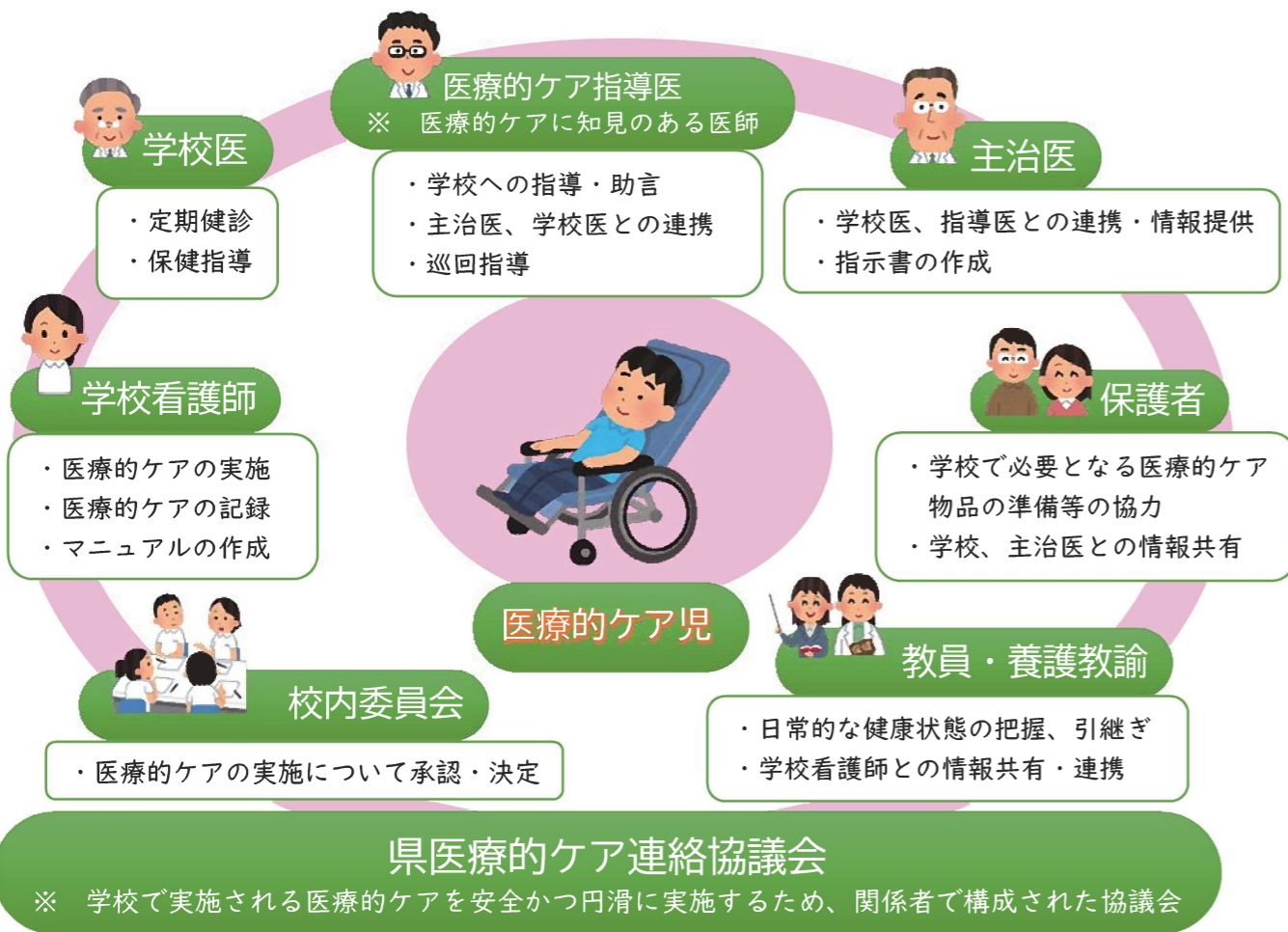


学校で医療的ケアを実施することで

○教育機会の確保・充実（授業の継続性の確保、訪問教育から通学への移行、登校日数の増加）

- 経管栄養や導尿等を通じた**生活のリズムの形成**
- 吸引や姿勢変換の必要性など**自分の意思や希望を伝える力の育成**
- 排痰の成功などによる**自己肯定感・自尊感情の向上**
- 安全で円滑な医療的ケアの実施により**信頼関係の構築**

2 医療的ケアを支える仕組み



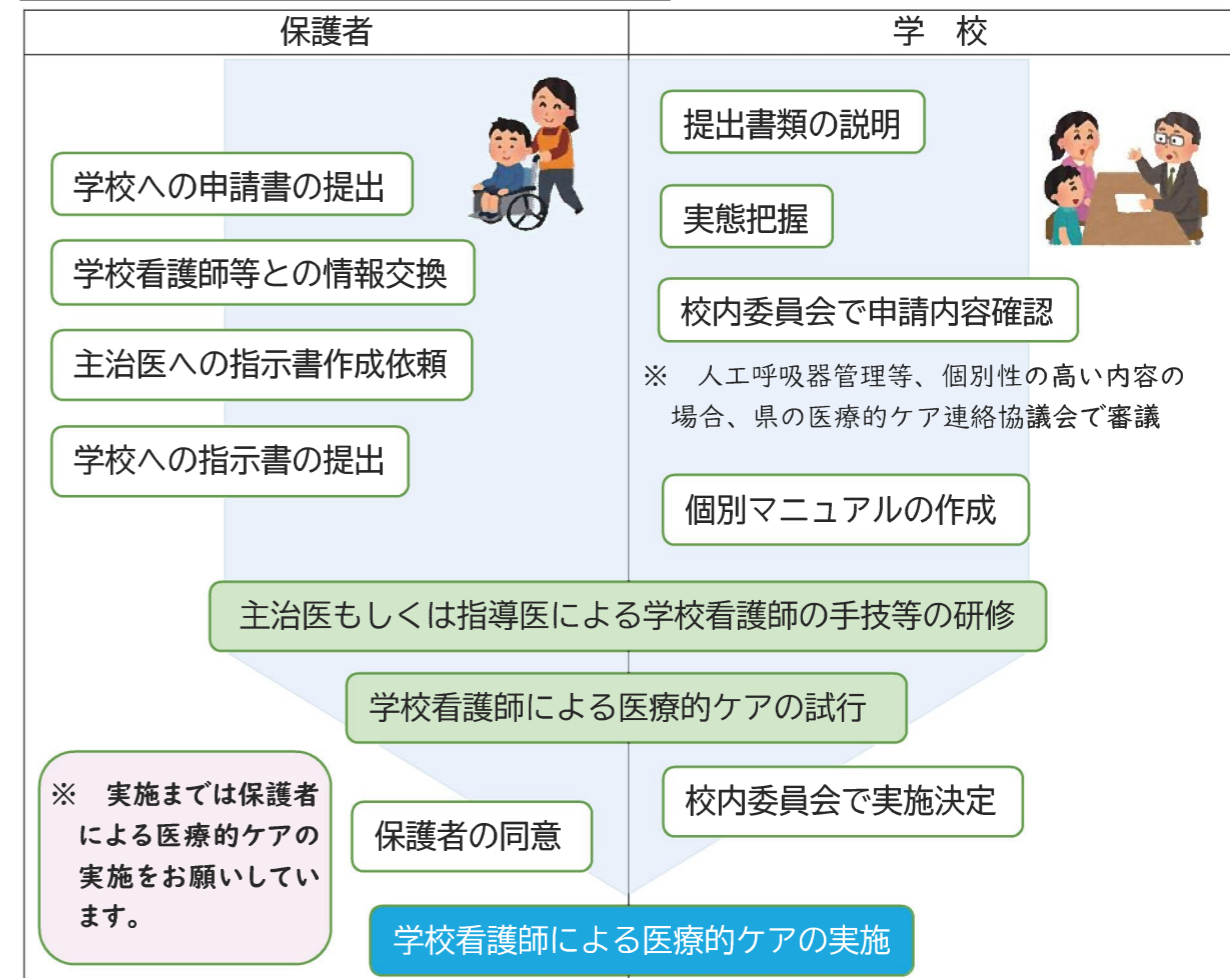
3 医療的ケアの実施に向けて

【教育相談】

居住する市町村の教育委員会・小中学校及び特別支援学校での教育相談（時期の目安：入学前年度の6月まで）

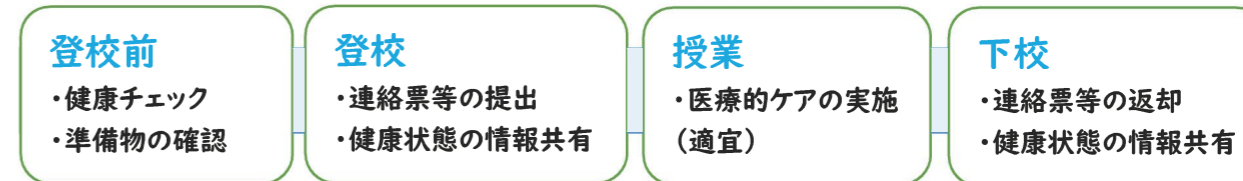
※ 学校生活を送るためにどのようなことが必要かお話しください。実施手続やスケジュールについて説明します。

県立特別支援学校の申請手続例



※ 書類は年度更新となります。

医療的ケア児の1日（例）



・お子さんの体調が悪い場合は、医療機関の受診を優先し、登校をお控えください。
・体調の急変などの緊急時に備え、連絡先を学校にお知らせください。